

# 人事管理・管理運営・財務会計に 関する計画の方針について



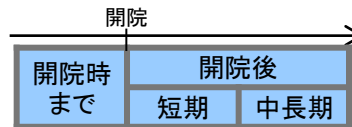
# ■ 病院統合に関する基本計画策定

峡南北部地域が抱える問題を解決するために、病院統合後の新しい組織として達成すべき目標を定めて基本計画を策定します。

## 目的

－ 統合により新たに開設される組織(2病院)を実現する上で、今後必要な具体的な取り組みを定めること

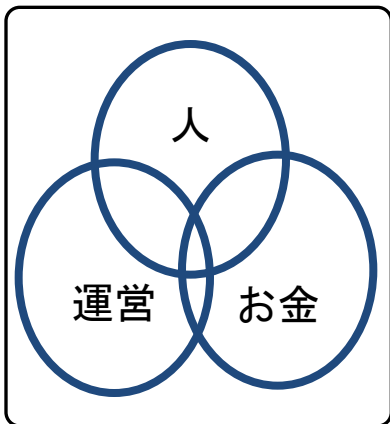
※取り組みは、平成26年4月の開院時までのものと、平成26年4月の開院後のものに分けて整理する  
また開院後の取り組みのうち、開院後一定期間を経過した時点までのものを短期、それ以降のものを中長期として分けて整理する



## 検討対象

医療サービスを提供するにあたって必要となる、人、お金、運営の要素を一体として捉え検討を進めていきます。

### 検討対象



### 1.「人事管理計画」

- ・ 役職員の処遇、給与及び定数の基本方針
- ・ 就業条件の基本方針

### 2.「管理運営計画」

- ・ 業務管理・施設管理の方針
- ・ 関連施設の取り扱い
- ・ 情報システム・例規の整備

### 3.「財務会計計画」

- ・ 財務指標の設定
- ・ 投資・資金繰りの方針  
(資金管理、財産の管理及び処分)
- ・ 会計処理の方針

+

統合実務に関する

### 4.「移行実務計画」

## 計画策定の考え方

現状をベースとして両病院が妥協点を探っていくのでは利害関係の調整に多くの困難を伴い、結果として現在の厳しい経営状況を打開することは難しいと考えます。地域が抱える問題を解決し経営を安定的なものとするためには、目標を定めて両病院が協議し、病院経営を実現していく必要があります。

峡南北部地域が抱える問題の解決につながるか

説明

目標到達型	目標を定め、その達成に向け協議しながら病院を統合していく考え方	◎
妥協対応型	現状をベースとして、妥協点を見出して病院を統合していく考え方	○

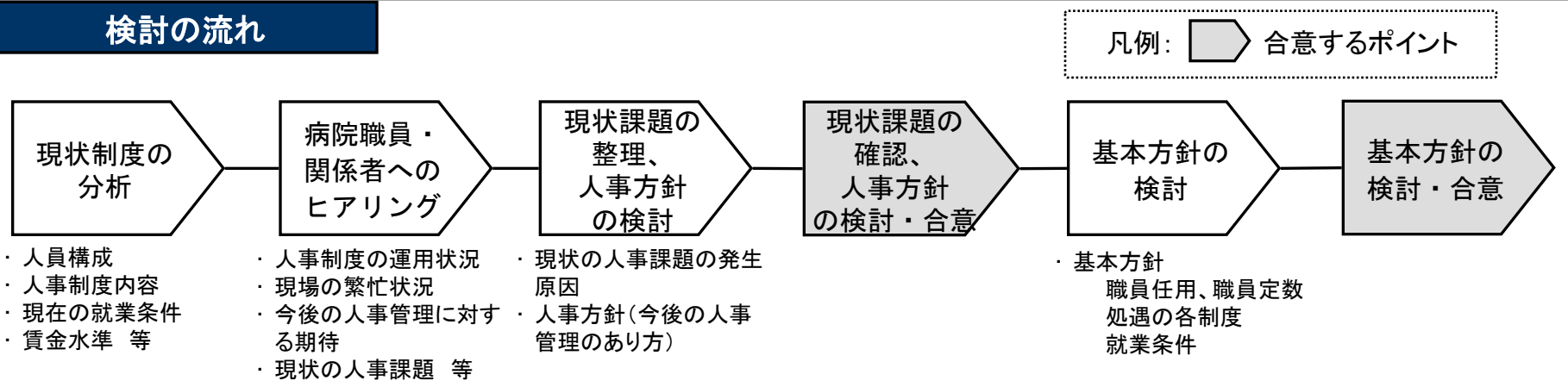
## ■ 1. 「人事管理計画」

人事管理計画では、人事管理の枠組み(制度や規則及びその運用)に一貫性を持たせるため、役職員処遇や就業条件を定めていくための基本方針を策定します。

### 検討の到達点

- 人事管理の方針を定めること
  - ・ 職員の人事管理の大方針(下の基本方針を定める際の拠り所)
- 役職員処遇の基本方針を定めること
  - ・ 職員任用(身分の移管、採用)、職員定数の基本方針
  - ・ 処遇の各制度(評価、賃金、退職金制度)の基本方針
- 就業条件の基本方針を定めること
  - ・ 就業条件(勤務時間、夜勤、宿日直 等)の区分ごとの基本方針

### 検討の流れ



## ■ 2. 「管理運営計画」

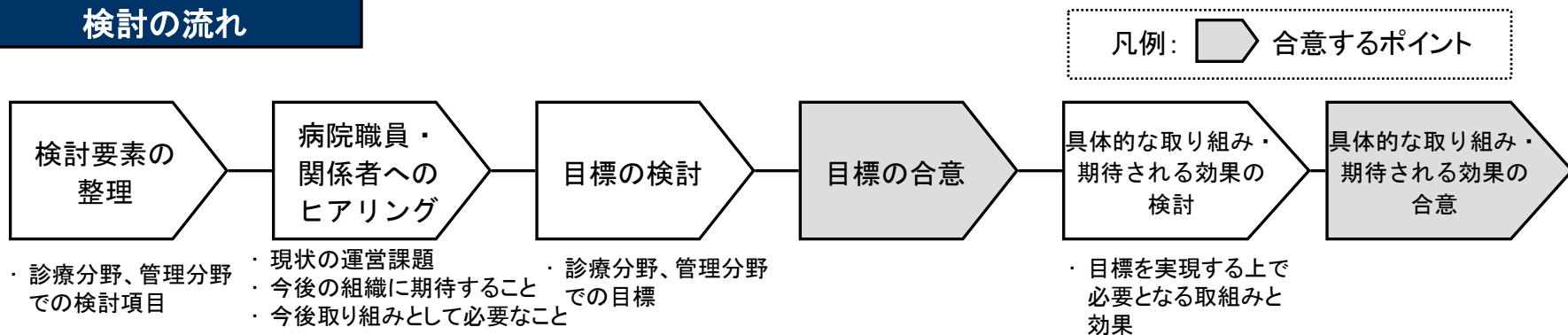
管理運営とは、医療サービスを提供する上での仕組みを指します。

管理運営計画では、この仕組みについて「診療分野」と「管理分野」に大別して、「目標」やその実現に必要な「具体的な取り組み」を定めます。

### 検討の到達点

- 統合後の新組織として目標を決めること
  - ・ 統合後の新組織全体としての運営方針
  - ・ 「診療分野」における目標  
(診療機能、診療体制、勤務体系、病院間の連携方法(患者移送等)、関連施設の扱い、情報システム、例規 等)
  - ・ 「管理分野」における目標  
(購買・医事・経理等の機能、管理業務体制、施設管理の方法 情報システム、例規 等)
- 目標の実現に必要な具体的な取り組みを定めること
  - ・ 組織体制の再編成、業務プロセスの見直し等、目標を実現する上での具体的な取り組み
- 期待される効果を定めること
  - ・ 業務効率の向上、コストの減少等、目標を実現することにより得られる効果

### 検討の流れ



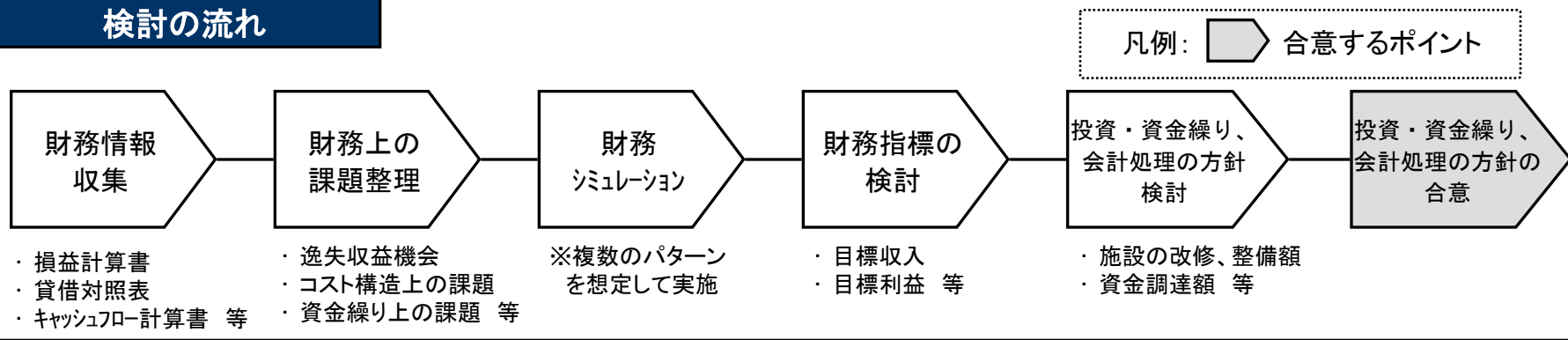
### ■ 3. 「財務会計計画」

財務会計計画では、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等を分析し、新組織として目指す財務指標や必要となる投資・資金繰りを決定していきます。また、会計処理の方針についても検討していきます。

#### 検討の到達点

- 統合後の新組織として目標とする財務指標を決めること
  - ・ 目標患者数(入院/外来別、診療科別 等)
  - ・ 目標診療平均単価(入院/外来別、診療科別 等)
  - ・ 医業利益率 等
- 目標とする財務指標を実現するために必要となる投資、及び資金繰りを決めること
  - ・ 施設の改修、設備整備が必要な対象とその投資額
  - ・ 必要となる資金調達額と調達先(例.外部借入 等)
  - ・ 介護老人保健施設の扱い
  - ・ 現在有している負債の扱い
- 統合後の新組織としての会計処理の方針を決めること

#### 検討の流れ



## ■ 4. 「移行実務計画」

移行実務計画では、病院統合に必要な移行実務の項目を決め、その実行に必要な体制を決定していきます。

### 検討の到達点

- 病院の統合に必要な移行実務を決めること
  - ・ 法的に必要なもの・・・法人設立手続、病院開設許可手続、各種専門認定手続 等
  - ・ 非法的に必要なもの・・・地域住民や病院職員とのコミュニケーション、人事や業務の統合 等
- 移行実務を進める上での体制を決めること(平成25年4月以降の検討体制)
  - ・ 上記の移行実務を実行していく体制を決める

### 検討の流れ

凡例:  合意するポイント

